

「千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動」ガイドライン

受給認定者は、本ガイドラインに定める基準に従い、魅力発信活動及び地域貢献活動をそれぞれ年2回以上(後期申請による場合は、それぞれ初年度1回以上)実施し、日時、内容等を記録のうえ、報告書を提出してください。

1. 魅力発信活動について

(1-1 活動の定義)

魅力発信活動とは、受給認定者自身が管理するWebサイトやSNSを活用して、千曲市の魅力(観光、歴史、暮らし、イベント等)や市内のイベントへ参加した感想等を発信する活動をいう。

(1-2 1回の活動とみなす基準)

次のいずれか1つを達成すること。なお、発信する内容は、単なる一言コメントや感想のみではなく、千曲市の魅力を具体的に紹介・説明する文章とすること。

①ホームページ・ブログ(note等)の場合

千曲市に関する紹介や体験レポートなどを執筆し、新規に1記事公開すること。

②SNS(Instagram、(旧Twitter)、Facebook、YouTube、TikTok等)の場合

千曲市の魅力(観光、歴史、食、イベント、暮らしやすさ等)に関する写真または動画、及び紹介文章を、自身のアカウントから新規に1件投稿すること。

(1-3 禁止事項)

以下の内容を含む発信は、活動実績として認められません。

- ①特定の個人、団体、企業への誹謗中傷、または公序良俗に反する内容。
- ②他者の著作権や肖像権(無断で撮影した他人の顔写真など)を侵害する内容。
- ③政治的、宗教的な宣伝、または市の政策に著しく反する虚偽の内容。

(1-4 年間実施回数)

受給認定者は、支援対象年度の交付申請までに、2回以上(後期申請による場合は、1回以上)、魅力発信活動を実施し、活動実績報告書(様式第6号)を提出してください。

2. 地域貢献活動について

(2-1 活動の定義)

地域貢献活動とは、市がメールにより通知したボランティア活動への参加や、市内の事業所(店舗等)において継続的なアルバイトを行うことにより、地域の活性化や住民支援に寄与する活動をいう。

(2-2 1回の活動とみなす基準)

千曲市内で市が通知した地域貢献活動に参加し、地域の活性化や住民支援に寄与すること。

想定される活動例: 地域イベントや祭りへの参画、ごみゼロ運動、千曲川クリーン作戦、嫉捨棚田の維持管理活動や市民ワークショップへの参加、投票立会人など。

(2-3 年間実施回数)

受給認定者は、支援対象年度の交付申請までに2回以上(後期申請による場合は、1回以上)、地域貢献活動を実施し、活動実績報告書(様式第6号)を提出してください。